

2014年12月8日 全7頁

# 大口信用供与等規制の細則の見直し③

## 【銀行法施行令・銀行法施行規則等改正】受信側グループの合算範囲

金融調査部 主任研究員  
鈴木利光

### [要約]

- 2014年10月17日、金融庁は、「平成25年金融商品取引法等改正（1年半以内施行）に係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」（銀行法施行令・銀行法施行規則等改正）を公表した（同年同月22日に公布）。
- 銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、2013年6月12日に成立（同年同月19日に公布）した銀行法等の一部改正に伴う、いわゆる「大口信用供与等規制」の細則の見直しである。
- そこで、計3回に分けて、銀行法施行令・銀行法施行規則等改正の内容を紹介する。最終回となる本稿のテーマは、受信側グループの合算範囲である。
- 銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、受信側グループの合算範囲（「同一人」の範囲）を、議決権50%超の保有による形式基準に基づく子会社から、実質支配力基準に基づく子法人等、影響力基準に基づく関連法人等まで拡大している。
- 銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、2014年12月1日から施行されている。
- ただし、経過措置として、信用供与等の限度額を超えている銀行等は、2015年2月28日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、その信用供与等につき、適用を1年先送りすることができる。

## [目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. 与信側グループの合算範囲	3
■ 3. 受信側グループの合算範囲	4
■ 4. 与信側・受信側グループの合算範囲の概観	5
■ 5. 施行スケジュール	6

## 1. はじめに

2014年10月17日、金融庁は、「平成25年金融商品取引法等改正（1年半以内施行）に係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」（以下、「銀行法施行令・銀行法施行規則等改正」）を公表した<sup>1</sup>（同年同月22日に公布）。

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、2013年6月12日に成立（同年同月19日に公布）した銀行法等の一部改正（以下、「2013年銀行法等改正」）<sup>2</sup>に伴う、いわゆる「大口信用供与等規制」の細則の見直しである。

我が国の大口信用供与等規制では、銀行その他の預金取扱金融機関及び銀行持株会社（以下、「銀行等」）<sup>3</sup>に対して、特定の企業・グループ（以下、「同一人」）に対する貸出等の信用供与等が銀行等の自己資本の一定割合を超えることを禁止している。

2013年1月に公表された金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」（以下、「WG」）による報告書、「金融システム安定等に資する銀行規制等の見直しについて」（以下、「WG報告」）<sup>4</sup>では、この大口信用供与等規制の見直しが提案された。

見直しを要する理由として、WG報告は、「我が国の大口信用供与等規制は、デリバティブの発達など金融技術の普及・高度化、複数の取引主体が絡む取引の複雑化、M&Aや事業提携などによるグループ構造の多様化・複雑化に対応しきれていないのではないかとの問題がある。同様の問題意識から、2012年8月に公表されたIMFが実施した我が国の金融部門評価プログラム（FSAP：Financial Sector Assessment Program）のレポートにおいて、我が国の大口信用供与等規制はMNC（Materially noncompliant：著しい程度で不遵守）と評価されている」点を挙げた。

WG報告における大口信用供与等規制の見直し案は、2013年銀行法等改正、そして今回の銀行法施行令・銀行法施行規則等改正にて概ね踏襲されている。

<sup>1</sup> 金融庁ウェブサイト参照 (<http://www.fsa.go.jp/news/26/20141017-2.html>)

(同サイトに「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」も掲載)

<sup>2</sup> 2013年銀行法等改正の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「銀行等の大口信用供与等規制の見直し（案）」（鈴木利光）[2013年5月31日]

([http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130531\\_007252.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130531_007252.html))

<sup>3</sup> 本稿では、銀行・銀行持株会社、信用金庫・信用金庫連合会、労働金庫・労働金庫連合会、及び信用協同組合・信用協同組合連合会に係る大口信用供与等規制についての説明に限定する。

<sup>4</sup> 金融庁ウェブサイト参照 ([http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20130128-1.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20130128-1.html))

そこで、本稿を最終回とする計 3 回に分けて、銀行法施行令・銀行法施行規則等改正の内容を紹介する。計 3 回のテーマは、次のとおりである。

#### 【各回テーマ】

- 第 1 回：見直しの概要<sup>5</sup>
- 第 2 回：「信用供与等」の範囲と額<sup>6</sup>
- 第 3 回：受信側グループの合算範囲

## 2. 与信側グループの合算範囲

与信側グループの合算範囲、すなわち銀行等のグループの範囲には、銀行等（与信者）及び銀行等（与信者）と「特殊の関係のある者」が含まれる。

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正では、与信側グループの合算範囲を、次のように縮小している（下線部が実質的な変更箇所）。

#### 【与信側グループの合算範囲】

- 銀行等（与信者）
- 銀行等（与信者）の子会社<sup>(※1)</sup>。ただし、保険会社、少額短期保険業者、保険業を営む外国の会社を除く<sup>(※2)</sup>。
- 銀行等（与信者）の連結子会社<sup>(※3)</sup>。ただし、保険会社、少額短期保険業者、保険業を営む外国の会社を除く<sup>(※2)</sup>。
- 銀行等（与信者）の関連会社（持分法適用会社）<sup>(※4)</sup>。ただし、保険会社、少額短期保険業者、保険業を営む外国の会社を除く<sup>(※2)</sup>。

(※1) ここでいう「子会社」は、議決権 50%超の会社をいう（非連結のものを含む）（改正後の銀行法施行規則 14 条の 4 第 1 号・銀行法施行令 4 条の 2 第 2 項・銀行法施行規則 14 条の 7 第 1 項 1 号参照）。

(※2) 「保険業を営む外国の会社」を与信側グループの合算範囲から除外するのは、銀行・銀行持株会社、及び信用金庫・信用金庫連合会に固有の取扱い。

(※3) ここでいう「連結子会社」は、支配力基準による子会社（議決権 50%超の子会社を除く。）をいう（非連結のものを含む）（改正後の銀行法施行規則 14 条の 4 第 1 号・銀行法施行令 4 条の 2 第 2 項・銀行法施行規則 14 条の 7 第 1 項 2 号参照）。

(※4) 改正後の銀行法施行規則 14 条の 4 第 2 号・銀行法施行令 4 条の 2 第 3 項・銀行法施行規則 14 条の 7 第 2 項参照

(出所) 改正後の銀行法施行規則 14 条の 4 等より大和総研金融調査部制度調査課作成

<sup>5</sup> 第 1 回の内容については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「大口信用供与用規制の細則の見直し①」（鈴木利光）[2014 年 11 月 20 日]  
[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20141120\\_009160.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20141120_009160.html)

<sup>6</sup> 第 2 回の内容については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「大口信用供与用規制の細則の見直し②」（鈴木利光）[2014 年 11 月 20 日]  
[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20141120\\_009168.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20141120_009168.html)

### 3. 受信側グループの合算範囲

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正では、受信側グループの合算範囲、すなわち「同一人」の範囲を、次のように拡大している（下線部が実質的な変更箇所）。

#### 【受信側グループの合算範囲】<sup>(注)</sup>

- 一. 受信者
- 二. 受信者からみた、次に掲げる法人等<sup>(※1)</sup>（以下、「合算子法人等」）
  - イ 実質支配力基準に基づく子法人等（以下、「実質子法人等」）<sup>(※2)</sup>
  - ロ 子会社<sup>(※3)</sup>
  - ハ 子会社<sup>(※3)</sup>の実質子法人等
- 三. 受信者を合算子法人等とする法人等 （及びその親会社<sup>(※4)</sup>）（例：親会社）
- 四. 三に掲げる会社の合算子法人等<sup>(※5)</sup>（例：兄弟会社）
- 五. 前四号までに該当する者からみた関連会社（持分法適用会社）<sup>(※6)</sup><sup>(※7)</sup>。ただし、次に掲げる者を除く。
  - イ 金融商品取引所<sup>(※8)</sup>に上場されている有価証券の発行者又は店頭売買有価証券登録原簿<sup>(※9)</sup>に登録されている有価証券の発行者
  - ロ 他の法人等<sup>(※1)</sup>の子会社<sup>(※3)</sup>又は連結子会社<sup>(※10)</sup><sup>(※11)</sup>
  - ハ 受けている信用供与等の額が、当該信用供与等を行う銀行等の Tier 1 資本の額（国際統一基準行<sup>(※12)</sup>の場合）又はコア資本の額（国内基準行<sup>(※13)</sup>の場合）<sup>(※14)</sup>の 5%に満たない者<sup>(※15)</sup>
  - ニ 受信者の破綻によりその者が連鎖的に破綻する見込みがないことが明らかである者<sup>(※16)</sup>  
<sup>(※17)</sup>

(注) 本稿では、説明の便宜上、会社に該当する者への言及に限定する。

(※1) ここでいう「法人等」は、会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。

(※2) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、「財務諸表等規則」）8条4項参照（非連結のものを含む）

(※3) ここでいう「子会社」は、議決権 50%超の会社をいう（非連結のものを含む）。

(※4) 財務諸表等規則 8条3項・4項参照

(※5) 前三号までに該当する者を除く。

(※6) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」2条7号参照（非連結のものを含む）

(※7) 前四号までに該当する者を除く。

(※8) 金融商品取引法 2条 16項に規定する金融商品取引所をいい、これに類似する外国に所在するものを含む。

(※9) 金融商品取引法 67条の 11 第 1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいい、これに類似するもので外国に備えられるものを含む。

(※10) ここでいう「連結子会社」は、支配力基準による連結子会社（議決権 50%超の子会社を除く。）をいう。

(※11) イに掲げる者を除く。

(※12) 海外営業拠点を有する銀行等の自己資本比率基準（国際統一基準）により自己資本比率を算出する銀行等をいう。

(※13) 海外営業拠点を有しない銀行等の自己資本比率基準（国内基準）により自己資本比率を算出する銀行等

をいう。

(※14) 連結自己資本比率及び単体自己資本比率の双方を算出する上での Tier 1 資本の額又はコア資本の額。

(※15) イ・ロに掲げる者を除く。

(※16) イ・ロ・ハに掲げる者を除く。

(※17) 『連鎖的に破綻する見込みがないことが明らかである者』とは、同一人自身の信用不安時に適時に他者から資金調達等を行うことにより、財務上の問題又は連鎖破綻を回避できることが明らかな者などが考えられます。なお、当該判断を行うにあたって当局に対する承認等の手続は不要です（「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」）。

（出所）改正後の銀行法施行令 4 条 1 項・2 項・3 項等により大和総研金融調査部制度調査課作成

グループ内の資金配分の効率性に配慮する観点から、受信者が、与信者の合算子法人等若しくは関連会社（持分法適用会社）、与信者を合算子法人等若しくは関連会社（持分法適用会社）とする銀行持株会社、又は当該銀行持株会社の合算子法人等（例：与信者の兄弟会社）若しくは関連会社（持分法適用会社）に該当する場合は、受信者に対する規制のみとされている（受信側グループの合算規制は課されない）<sup>7</sup>。

「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」では、以下のような見解が示されている（カッコ内はコメント番号）。

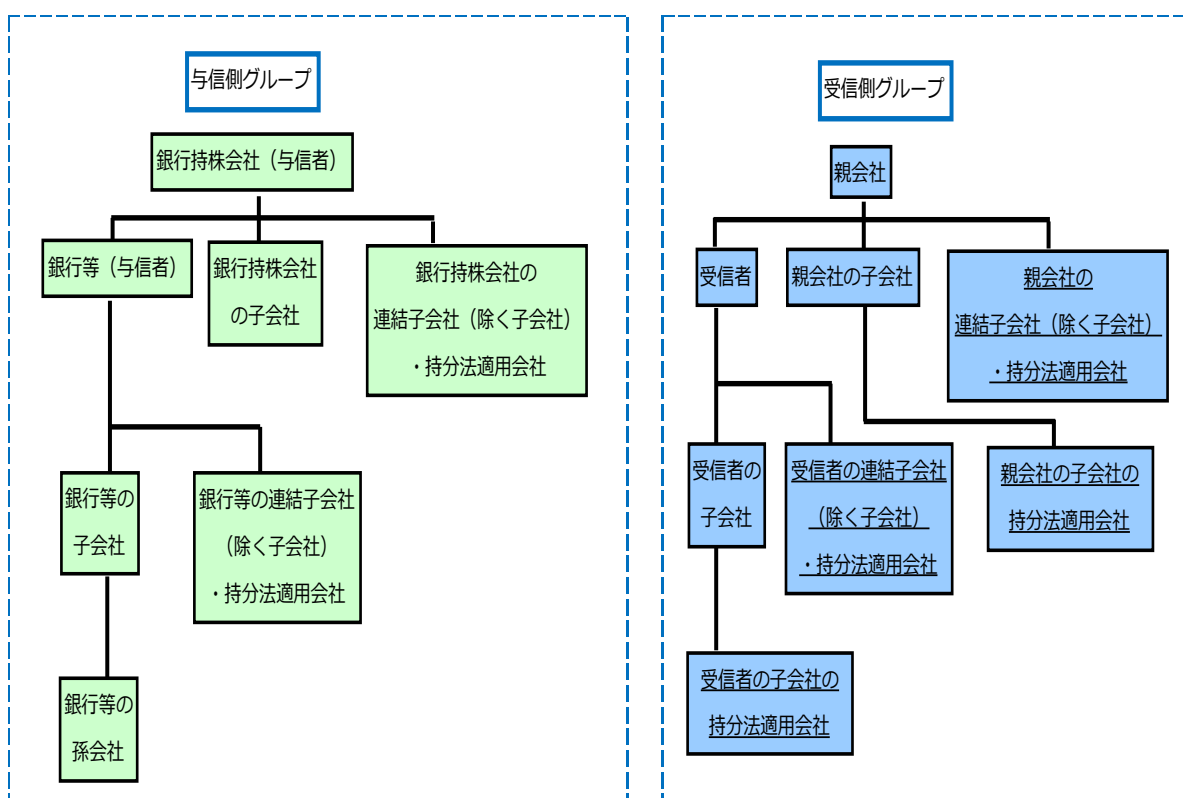
- 「ある法人等（中略）が複数の合算子法人等（中略）を有している場合であって、銀行が当該法人等には信用の供与等を行っておらず、当該複数の合算子法人等にも信用の供与等を行っていない場合であっても、（中略）当該複数の合算子法人等に対する信用の供与等は合算して管理をする必要があります。」（No. 1（p. 1））
- 連結財務諸表の作成が求められていない銀行等については、受信側グループの合算範囲を見直し前と同様（受信者及びその議決権 50% 超の支配関係にある子会社、親会社、親会社の子会社（兄弟会社）等）としている（No. 2（p. 1）参照）。
- SPC（特別目的事業体）を介在させた（すなわち SPC を受信者とする）不動産の証券化スキームへの与信については、「SPC 等が出資元、オリジネーター等の合算子法人等に該当する場合、原則としてそれらの者に対する信用の供与等の額と SPC 等に対する信用の供与等の額を合算して管理する必要があると考えられます。」としている（No. 9～12（p. 2））。
- 受信側グループの合算範囲の特定方法については、「公開情報のほか信用の供与等を行っている先に対するヒアリング等により特定する必要がある」（No. 22～24（p. 5））としている。

#### 4. 与信側・受信側グループの合算範囲の概観

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正を踏まえた与信側・受信側グループの合算範囲の概観は、図表 1 のとおりである。

<sup>7</sup> 改正後の銀行法施行令 4 条 1 項等参照

図表 1 与信側・受信側グループの合算範囲（概観）



(注 1) 下線部が実質的な変更箇所

(注 2) ここでいう「銀行等」には、銀行持株会社は含まれないものとする。

(注 3) ここでいう「子会社」は、議決権 50%超の会社をいう（非連結のものを含む）。

(注 4) ここでいう「連結子会社」は、支配力基準による子会社（議決権 50%超の子会社を除く。）をいう（非連結のものを含む）。

(注 5) 「受信者」が、与信者の合算子法人等若しくは関連会社（持分法適用会社）、与信者を合算子法人等若しくは関連会社（持分法適用会社）とする銀行持株会社、又は当該銀行持株会社の合算子法人等（例：与信者の兄弟会社）若しくは関連会社（持分法適用会社）に該当する場合は、受信者に対する規制のみとされている（受信側グループの合算規制は課されない）

(注 6) 連結財務諸表の作成が求められていない銀行等については、受信側グループの合算範囲を見直し前と同様（受信者及びその議決権 50%超の支配関係にある子会社、親会社、親会社の子会社（兄弟会社）等）（「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No. 2 (p. 1) 参照）。

(出所) WG 第 1 回「事務局説明資料」及び銀行法施行令・銀行法施行規則等改正より大和総研金融調査部制度調査課作成

## 5. 施行スケジュール

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、2014年12月1日から施行されている。

ただし、この「2014年12月1日」という施行スケジュールには経過措置が設けられている。

具体的には、2013年銀行法等改正のうち潜脱防止部分以外の部分、及び銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、施行の際、現に同一人に対する信用供与等の限度額を超えている銀行等の当該同一人に対する信用供与等については、当該銀行等が施行日（2014年12月1日）から起算して3ヶ月を経過する日（2015年2月28日）までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、施行日（2014年12月1日）から起算して1年を経過する日（2015年11月30日）までの間は、適用されない。

この場合において、当該銀行等が、当該同一人に対して同日（2015年11月30日）後も引き続き信用供与等の限度額を超えて当該信用供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合において同日（2015年11月30日）までに内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該銀行等は、同日（2015年11月30日）の翌日（2015年12月1日）においてやむを得ない理由による適用除外の承認<sup>8</sup>を受けたものとみなす。

さらに、経過措置として、コールローン、清算機関に対する信用供与等（「貸出金」及び「出資」を除く）のうち当該清算機関が行う清算業務に係るもの、そして商工債については、当分の間<sup>9</sup>、大口信用供与用等規制の適用対象から除外されている<sup>10</sup>。

以上

<sup>8</sup> やむを得ない理由による適用除外の承認の内容については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「大口信用供与用規制の細則の見直し①」（鈴木利光）[2014年11月20日]  
([http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20141120\\_009160.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20141120_009160.html))

<sup>9</sup> 「当分の間」は、2019年までの間が想定されている（「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No. 118（p. 27）参照）。

<sup>10</sup> 詳細については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「大口信用供与用規制の細則の見直し②」（鈴木利光）[2014年11月20日]  
([http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20141120\\_009168.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20141120_009168.html))